

愛媛県松山市方言における命令表現の使用差

久 保 博 雅

(広島大学大学院教育学研究科 博士課程後期)

松 山 大 学
言語文化研究 第38巻第1 - 2号 (抜刷)
2018年9月

Matsuyama University
Studies in Language and Literature
Vol. 38 No. 1-2 September 2018

愛媛県松山市方言における命令表現の使用差

久保博雅*

1. はじめに

愛媛県は東から東予、中予、南予の3つの地域に分割される。方言区画も概ねそれに対応しており、東予と中予が属する東中予方言と南予方言の2つに大別される。東中予方言は東予方言と中予方言に下位分類される。また南予のうち宇和島市と愛南町、高知県の足摺岬周辺の6市町村を加えた地域を渭南地域と呼び、渭南方言として個別に扱われることもある。加えて愛媛本土諸方言とは別に島嶼部だけで区画されることもある。



図1 愛媛県の方言区画 (久保 (2018) から引用)

松山市方言は中予方言に属する。音韻の面では「京阪方言の最も近い直系」(『松山市誌』 pp. 486-493「方言」)とされ、アクセントについても伝統的には京阪式アクセントに一致する。文法面では動詞の否定形「ン」の使用、形容詞

* 広島大学大学院教育学研究科 博士課程後期

連用形のウ音便化（「シローナル」（白くなる）など）など、西日本方言に一般に見られる特徴を持つ。

本稿では松山市方言における代表的な命令表現を取り上げる。関西方言では以下の(1)(2)のような命令形命令と連用形命令の形式が使用されることが知られているが、松山市方言においても同様にこの2形式は使用される。

- (1) ハヨ ムコー イケー。(早く向こうに行け, 命令形命令)
- (2) ハヨ ムコー イキー。(早く向こうに行け, 連用形命令)

これらに加えて、松山市方言の特徴的な命令表現として「オ+連用形」の形式が存在する。『愛媛県言語地図集』（1981）によると、この形式は愛媛県下でも中予方言のみで用いられる形式とされている。またこの形式は文末が平板で発音される場合（=(3)）と上昇のイントネーションを伴う場合（=(4)）とでは機能が異なってくる。

- (3) ハヨ ムコー オイキ (早く向こうに行け)
- (4) ハヨ ムコー オイキ↑ (早く向こうに行け (行ってみたら))

本稿では上記の命令形命令、連用形命令、「オ+連用形」命令に〈依頼〉を表すテ形（後述）を加えた各形式について、その音調と用法を記述し、それぞれの特徴を明らかにしていきたい。

2. 先行研究

2.1. 行為要求表現の分類

高木（2009a）によれば命令表現は「行為の実現を聞き手に求めるという「はたらきかけ」のモダリティの一つ」とされている。高木（2009b）によると「は

「たらしかけのモダリティ」には命令表現・禁止表現・勧誘表現があり、「大きく異なるのは行為の主体に話し手が含まれるか否かという点」であるとしている。これらは総じて行為要求表現と呼ばれ、酒井（2012）ではそれらの分類を以下の図2のようにまとめている。

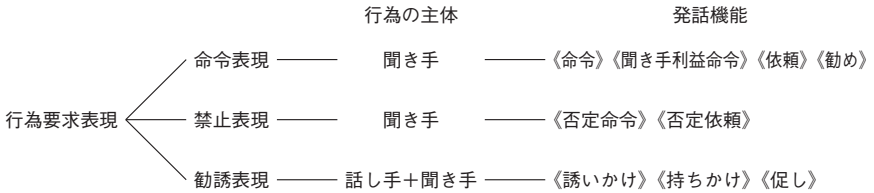


図2 行為要求表現の分類（酒井（2012）より引用）

このうち本稿で扱う命令表現については、「強い強制力のあるはたらしかけ表現」（＝いわゆる〈命令〉）だけでなく、「行為の実現を相手に頼む」表現（＝〈依頼〉）や、「相手の利益になる行為の実現を促す」表現（＝〈勧め〉）も含まれる。命令表現は、その行為の「拘束力の強弱」と「その行為が聞き手の利益になるか否か」の2つの基準で分類することができる。それをまとめると以下の表1のようになり、それぞれの機能の標準語における例文が(5)～(8)になる¹⁾。

表1 行為要求表現の分類（高木（2009a）に基づき一部改変）

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	① 〈命令〉	③ 〈聞き手利益命令〉
拘束力・弱	② 〈依頼〉	④ 〈勧め〉

1) 表1の③〈聞き手利益命令〉については、拘束力の強さを重視して〈命令〉と区別しない立場や、聞き手の利益を重視して〈勧め〉と区別しない立場もある。

- (5) 突っ立ってないでそこに座れ。(=①〈命令〉)
- (6) 前が見えないから、座ってくれる? (=②〈依頼〉)
- (7) 疲れているだろう。いいから座れ。(=③〈聞き手利益命令〉)
- (8) 向こうの席が空いたから、座ったらどうだ? (=④〈勧め〉)

2.2. 「オ+連用形」命令

「オ+連用形」命令の形式について、『日本国語大辞典 第二版』では「「お…なさい」の省略形で、動詞の連用形の上に付いて、目下の者に対する軽い命令を表す。」と説明している。標準語においては以下のような用例が見られる。

- (9) 早くお食べ。
- (10) 首をはねておしまい! (金水 2011: 10)

一方、松山市方言においてオ+連用形の形式は命令表現を担う。この形式は愛媛県下においては中予地域の特徴的な方言形式とされている。図3は『愛媛県言語地図集』(1981)²⁾の「子供に向かって「早く学校へ行きなさい」という時何と言いますか。」という質問に対しての回答である。これを見るとオ+連用形命令の形式は中予地域を中心に分布しており、東予及び南予には殆ど分布していないことが分かる。

3. デ - タ

本稿の記述は筆者の内省に基づいたもので、例文も筆者による。筆者は1991年愛媛県松山市生まれで2010年3月まで当該地域に居住し(18年間)、その後2010年4月から2017年3月まで徳島県徳島市(7年間)、2017年4月から現在まで広島県東広島市(2年目)に居住している。



図3 「行きなさい」の方言地図

4. 形式と音調

4.1. 形式

松山市方言における命令形については久保（2018）が次のように記述している。「来る」にはオ+連用形命令の形が存在しないが、代替形「オイデ」が用いられる。また、各形式の中には長音形を伴うものもあるが、括弧で示しているものは任意であり、それ以外のは義務的である（ミー、キー、セー、シー）。これは2拍の形を保つためと考えられる。なお本稿では活用の名称を学校文法に合わせている。

五段動詞（書く）：カケ（ー）、カキ（ー）、オカキ

2) 愛媛大学方言ゼミナールによって作成されたもので、調査期間は1980年～1981年、話者は当時の60歳～90歳である。

ナ変動詞（死ぬ）：シネ，△³⁾シニ（－），オシニ

一段動詞（見る）：ミー，オミ（－）

来る：コイ，キー

する：セー，シー，オシ（－）

上記の形は，次のように類別できる。

・命令形命令（以下，「命令形」）：カケ（－），シネ，ミー，コイ，セー

(11) ハヨ カケーヤ。（早く書けよ）

(12) サッサト セーヨ。（さっさとしろよ）

・連用形命令（以下，「連用形」）：カキ（－），シニ（－），ミ（－），キー，
シー

(13) シンブンオ ミー。（新聞を見ろ）

(14) コッチ キーヤ。（こっちに來いよ）

・オ+連用形命令（以下，「オ+連用形」）：オカキ，オシニ，オミ（－），（オ
イデ，）オシ（－）

(15) ハヨー オカキ（早く書きなさい（＝書け））

(16) コッチニ オカキ↑（こっちに書きなさい（＝書いてもいいよ））

また，以上の形式に加え〈依頼〉に当たるテ形（＝(17)(18)）も存在する。

(17) コッチニ カITEヤ。（こっちに書いて。）

(18) エーケン ハヨ キTE。（いいから早く来て。）

本稿では，以上の5つの形式（オ+連用形は2形式（後述））を松山市方言における命令表現の形式として記述を行う。

3) 「シニ（－）」は実現しにくいものとして△を付している。

4.2. 音 調

次に各形式の音調を確認する。各形式のアクセントについては次の表2のようになり、記号は〔で上昇、〕で下降を表している。なお、オ+連用形は平板で発音されるか文末上昇イントネーションを伴うかによって機能が異なり、本稿では便宜上、平板で発されるものをa型(=15)、上昇イントネーションを伴うものをb型(=16)とする。例文を示す際はオ+連用形b型については上昇イントネーション(=↑)も併せて表記する。

表2 命令形のアクセント

		命令形	連用形	オ+連用形 a	オ+連用形 b	テ 形
五段動詞	行 く	[イ]ケ(ー)	イ[キ(ー)]	オイ[キ	オイ[キ↑	イッ[テ
	帰 る	[カ]エレ	カエ[リ]	オカエ[リ]	オカエ[リ↑	カエッ[テ
一段動詞	寝 る	[ネ]ー	[ネー	オ[ネー	オネ[ー↑	ネ[テ
	起きる	[オ]キ(ー)	オ[キ(ー)]	オー[キ	オー[キ↑	オキ[テ
	来 る	[キ]ー	[キー	オイ[デ	オイ[デ↑	キ[テ
	す る	[セ]ー	[シー	オ[シ	オ[シ↑	シ[テ

一段動詞及び「来る」の命令形と連用形は形の上では同じだがアクセント上で区別があり、いずれの活用形でも命令形は1型、連用形は0型で発音される。なお、文末イントネーションについては、連用形でも上昇イントネーションを伴う場合があるが、オ+連用形の2形式のように機能に大きな差が出ることはない。そのため上昇イントネーションを伴う連用形は一般的な連用形と同形と見なし、今回は扱わない。

実際の発話⁴⁾における各形式のピッチ曲線は次の図4～図8の通りである。命令形が1型であるのに対し連用形が0型であること、オ+連用形b型がa型と比較し上昇イントネーションを伴っていることがそれぞれの図からわかる。

4) 発音は筆者による。

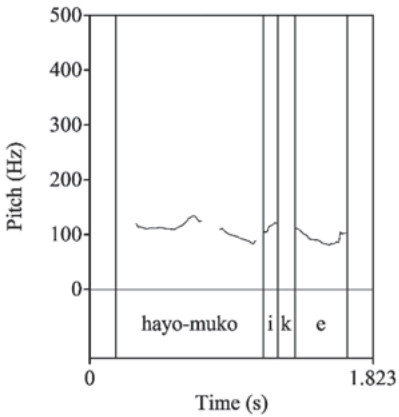


図4 「イケー」のピッチ曲線

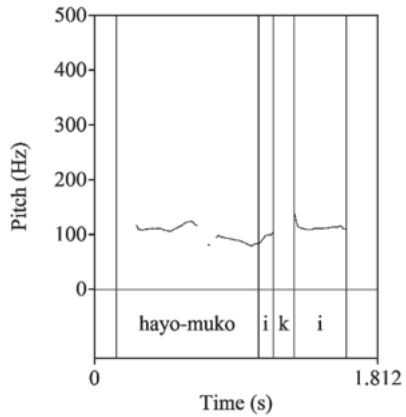


図5 「イキー」のピッチ曲線

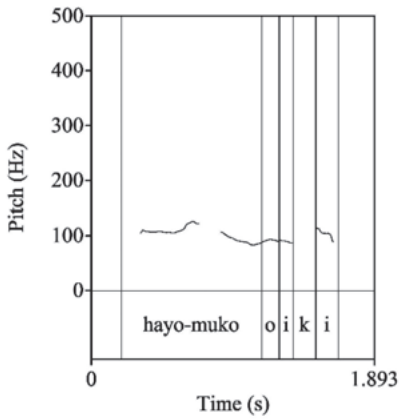


図6 「オイキ」のピッチ曲線

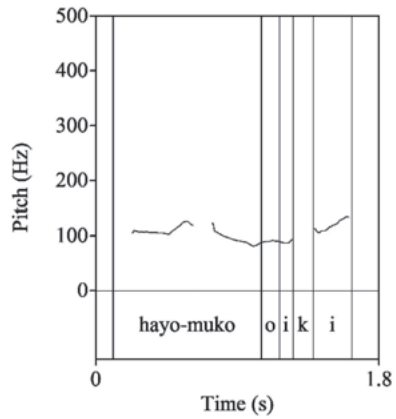


図7 「オイキ↑」のピッチ曲線

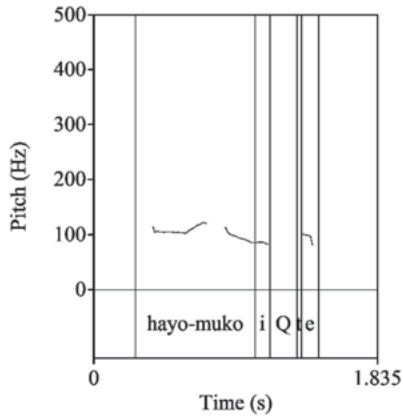


図8 「イッテ」のピッチ曲線

4.3. 終助詞

各形式が取り得る終助詞は以下の通りである。

- ・命令形…ヤ, ヨ
- ・連用形…ヤ, ヨ, ナ
- ・オ+連用形a型…ヤ, ヨ
- ・オ+連用形b型…ヤ, ヨ, ナ
- ・テ形…ヤ, ナ

ただし本稿では各形式が単独で使われる場合のみを対象とし、終助詞が付いた場合は扱わない。

5. 分類ごとの命令表現の使用範囲

各分類における使用範囲の表は牧野（2008）、酒井（2012）の枠組みを参考に、上下関係及び親疎関係を基に聞き手を想定した。一般に、社会関係における自己と他人、私と公を「ウチ」と「ソト」と呼び分けるが、ここでは家族（身内）を「ウチ」、それ以外の関わりのある人物を「ソト」と置く。また、「ソト」の中においても「非常に親しいソト」と「少し親しいソト」の二段階を設け、家族も併せると三段階の親疎関係で評価を行う。なお上下関係において、「家族」以外に上位者を設定していないのは、「ソト」の場合上位者に対する命令表現は実現しにくいためである。

各機能における使用範囲の記号については「○」が使用可、「△」が使用できる場合がある、「×」が使用不可となっている。また各機能で示す例文のうち「#」を付しているものは語用論的に許容できないことを表す。

表3 想定する聞き手（酒井（2012）から作成）

話し手(S) 聞き手(H) の関係	家 族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同 等 S = H	下位へ S>H	同 等 S = H
例	兄姉→弟妹	子→親	親しい先輩 →後輩	同齡の友人	親しくない 先輩→後輩	同年齢の 知り合い

5.1. 〈命令〉非聞き手利益／拘束力・強

聞き手に利益がなく話し手の聞き手に対する拘束力が強い場合〈命令〉として機能する。

- (19) コレオ カケ (一) / カキ (一) / オカキ / #オカキ↑ / カイテ
(書く)

- (20) ナカニ ハイレ／ハイリ／オハイリ／＃オハイリ↑／ハイッテ
(入る)

〈命令〉の機能を持つ場合、命令形、連用形、オ+連用形 a 型、及びテ形の場合のみ使用が可能で、オ+連用形 b 型は使用できない。〈命令〉における各形式の使用範囲は以下の表 4 のようになる。

表 4 〈命令〉における各形式の使用範囲

形 式	家 族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S > H	上位へ S < H	下位へ S > H	同 等 S = H	下位へ S > H	同 等 S = H
命 令 形	△	×	△	△	△	×
連 用 形	○	×	○	○	○	×
オ+連用形 a 型	○	×	△	×	×	×
オ+連用形 b 型	×	×	×	×	×	×
テ 形	○	○	○	○	○	○

命令形は「家族」の下位、「非常に親しいソト」の下位と同等、「少し親しいソト」の下位について使用できる場合がある。連用形の使用範囲は命令形と同様だが、いずれも一般に使用可能である点で命令形と異なる。オ+連用形 a 型については「家族」の下位に対しては使用可能で、「非常に親しいソト」の下位は使用できる場合がある。オ+連用形 b 型は使用不可である。テ形はいずれの場合でも使用が可能である。

5.2. 〈依頼〉非聞き手利益／拘束力・弱

〈依頼〉は聞き手に利益がなく話し手の聞き手に対する拘束力が弱い場合に機能する。

(21) [字が小さくて見えにくいから]

カワリニ #ミロ／#ミー／#オミ／#オミ↑／ミテ (見る)

(22) [誰か来たようだから]

カワリニ ミニ #イケ／#イキ／#オイキ／#オイキ↑／イッテ
(行く)

〈依頼〉の機能を持つ場合テ形のみが使用可能で、命令形、連用形、オ+連用形両型は使用できない。〈依頼〉における各形式の使用範囲は以下の表5のようになる。

表5 〈依頼〉における各形式の使用範囲

形 式	家 族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同 等 S = H	下位へ S>H	同 等 S = H
命 令 形	×	×	×	×	×	×
連 用 形	×	×	×	×	×	×
オ+連用形 a 型	×	×	×	×	×	×
オ+連用形 b 型	×	×	×	×	×	×
テ 形	○	○	○	○	○	○

テ形の使用範囲はどの場合でも使用可能であり、上下関係及び親疎関係は問わない。

5.3. 〈聞き手利益命令〉聞き手利益／拘束力・強

〈聞き手利益命令〉は聞き手に利益があり話し手の聞き手に対する拘束力が強い場合に機能する。

(23) [健康のためにも]

ウンドーオ #セー／シー／#オシ／オシ↑／#シテ（する）

(24) [今ならまだバスが間に合うから]

ハヤク #イケ／イキ／#オイキ／オイキ↑／#イッテ（行く）

〈聞き手利益命令〉の場合は連用形，オ+連用形b型の場合が使用可能で，命令形，オ+連用形a型，テ形では使用できない。したがって〈聞き手利益命令〉における各形式の使用範囲は以下の表6のようになる。

表6 〈聞き手利益命令〉における各形式の使用範囲

形 式	家 族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同 等 S = H	下位へ S>H	同 等 S = H
命 令 形	×	×	×	×	×	×
連 用 形	○	○	○	○	○	×
オ+連用形a型	×	×	×	×	×	×
オ+連用形b型	○	○	○	○	○	×
テ 形	×	×	×	×	×	×

連用形，オ+連用形b型ともに使用範囲は同じになる。ほとんどの場面において使用可能だが，「少し親しいソト」の同等については使用が難しい。すなわち，「ソト」において非常に親しい間柄であれば上下関係に関係なく使用可能だが，少し親しい程度の親疎関係では同等の場合使用が出来なくなるという使用差が存在する。「少し親しいソト」に対しては「～てみないか」を表す「～テミンケン」などを用いるため，テ形単独での使用は難しい。

(25) [健康のためにも] ウンドーオ シテミンケン。

(26) [今ならまだバスが間に合うから] ハヤク イッテミンケン。

5.4. 〈勧め〉聞き手利益／拘束力・弱

〈勧め〉は聞き手に利益があり話し手の聞き手に対する拘束力が弱い場合に機能する。

(27) [疲れているだろうから]

ユックリ フロニ #ハイレ／ハイリ／#オハイリ／オハイリ↑／#
ハイッテ

(28) [雨が降るから今日は自転車は止めて]

バスデ #イケ／イキ／#オイキ／オイキ↑／#イッテ

〈勧め〉の場合は〈聞き手利益命令〉と同様に連用形，オ+連用形b型の場合が使用可能で，命令形，オ+連用形a型，テ形が使用できない。〈勧め〉における各形式の使用範囲は以下の表7のようになる。

表7 〈勧め〉における各形式の使用範囲

形 式	家 族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
	下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同 等 S = H	下位へ S>H	同 等 S = H
命 令 形	×	×	×	×	×	×
連 用 形	○	○	○	○	○	△
オ+連用形a型	×	×	×	×	×	×
オ+連用形b型	○	○	○	○	○	×
テ 形	×	×	×	×	×	×

連用形とオ+連用形b型どちらも「家族」の下位と上位，「非常に親しいソト」の下位と同等，「少し親しいソト」の下位で使用可能である。また「少し親しいソト」の同等はオ+連用形b型は使用できず，連用形が使用できる場合がある。もしくは「入ったら」「行ったら」のような「～たら」の形式が用い

られる。

6. 各形式での発話機能の現れ方

次に表8を基に、各形式別に発話機能の現れ方を見ていく。

表8 松山市方言の命令表現における各形式の使用範囲

形 式	発話機能	家 族		非常に親しいソト		少し親しいソト	
		下位へ S>H	上位へ S<H	下位へ S>H	同 等 S = H	下位へ S>H	同 等 S = H
命 令 形	〈命令〉	△	×	△	△	△	×
	〈依頼〉	×	×	×	×	×	×
	〈聞き手利益命令〉	×	×	×	×	×	×
	〈勧め〉	×	×	×	×	×	×
連 用 形	〈命令〉	○	×	○	○	○	×
	〈依頼〉	×	×	×	×	×	×
	〈聞き手利益命令〉	○	○	○	○	○	×
	〈勧め〉	○	○	○	○	○	△
オ + 連用形 a 型	〈命令〉	○	×	△	×	×	×
	〈依頼〉	×	×	×	×	×	×
	〈聞き手利益命令〉	×	×	×	×	×	×
	〈勧め〉	×	×	×	×	×	×
オ + 連用形 b 型	〈命令〉	×	×	×	×	×	×
	〈依頼〉	×	×	×	×	×	×
	〈聞き手利益命令〉	○	○	○	○	○	×
	〈勧め〉	○	×	○	○	○	×
テ 形	〈命令〉	○	○	○	○	○	○
	〈依頼〉	○	○	○	○	○	○
	〈聞き手利益命令〉	×	×	×	×	×	×
	〈勧め〉	×	×	×	×	×	×

6.1. 命令形

命令形は〈命令〉にのみ用いられる。先述の通り、使用範囲は「家族」の下位、「非常に親しいソト」の下位と同等、「少し親しいソト」の下位について使用できる場合がある。この「使用できる場合がある」というのは、例えば怒りや焦りなどの感情が伴っている場合(=29) (30)、あるいは意図的に自分の立場を優位に思わせたい場合(=31)など、いわゆるニュートラルでない態度での使用を想定しており、それ以外であれば〈命令〉には連用形の方が用いられやすい。また、比較的男性による使用が一般的であり、上記のような態度でも女性の場合は連用形やオ+連用形a型を使用することが多い。上下関係については家族内であっても上位には使用しにくい。また上下関係が同等であっても、親疎関係が「少し親しい」程度ならば使用しにくい。

(29) オマエ エーカゲンニ ヤメー。(お前、いい加減にやめろ。)

(30) イソイドンジャケン チャッチャト カエ。
(急いでいるのだからさっさと買え。)

(31) [親しい友人とじゃんけんをして] オレガ カッタンジャケン オマエガ セー。(俺が勝ったのだからお前がしろ。)

6.2. 連用形

連用形は〈命令〉〈聞き手利益命令〉〈勧め〉に用いられる。〈命令〉の使用範囲は命令形と同様に「家族」の下位、「非常に親しいソト」の下位と同等、「少し親しいソト」の下位になるが、命令形と異なり一般に使用が可能である。〈聞き手利益命令〉と〈勧め〉はどちらも「家族」の下位と上位、「非常に親しいソト」の下位と同等、「少し親しいソト」の下位に使用が可能である。〈勧め〉では「少し親しいソト」の同等では使用できる時もある。どちらの機能も聞き手利益であるが、拘束力の強弱で対立する。

- (32) ハヨ ムコー イキー。(早く向こうに行け。=(2))

6.3. オ+連用形 a 型

オ+連用形 a 型の使用は〈命令〉でのみ使用されるが、命令形と異なり使用範囲は「家族」の下位のみである。この形式が日常場面で最も用いられるのは、いわゆるしつけや叱りの場合が多い(=33) (34)。また今回の場面には設定されていないが、この形式は学校現場において教員から生徒や児童への指導時にもしばしば用いられる(=35) (36)。すなわち学校や会社における先輩・後輩のような世代の近い上下関係ではなく、「親」対「子」、「教師」対「生徒」のような「教育者・指導者」対「被教育者・被指導者」の関係が成立している場合に用いられやすい表現である。

- (33) マダ シュクダイ ヤットランノカネ。 ハヨー オシ。

(まだ宿題やってないの。早くしなさい。)

- (34) [食べるのが遅い子供に対し] チャッチャト オタバ。

(さっさと食べなさい。)

- (35) [授業中、よそ見している児童に対し] マエ オムキ。

(前を向きなさい。)

- (36) [進路について真面目に考えていない生徒に対し] ヨーニ オカンガエ。

(しっかりと考えなさい。)

6.4. オ+連用形 b 型

オ+連用形 b 型は〈聞き手利益命令〉と〈勧め〉に用いられる。〈聞き手利益命令〉では「家族」の下位、「非常に親しいソト」の下位及び同等、「少し親しいソト」の下位に対して使用可能である。

- (37) [雨が降ってきたので屋根の下に相手を招き入れようとして]
ソコワ ヌレロー。コッチ オハイリ↑
(そこは濡れるだろう。こっちに入りなさい。)
- (38) ヨカッタラ コノカミニ オカキ↑
(よかったらこの紙に書きなさい。)

6.5. テ 形

テ形は〈依頼〉にのみ用いられ、どちらも想定している使用範囲すべてに用いることが可能である。なお、〈命令〉では、命令形や連用形が使用しにくい場面や親疎関係において、代替的にテ形を使用するものである。

- (39) [子が親に] ハヨ テレビ ミシテ。(早くテレビを見せろ。)
- (40) [子が親に] アシタ ロクジニ オコシテ。(明日6時に起こして。)

7. まとめと課題

本稿では松山市方言における命令表現について、発話機能ごとに整理を行い、各形式の特徴を明らかにした。まず、それぞれの形式が持つ発話機能について、表1にその形式を当てはめると以下の表9のようになる。

表9 松山市方言における行為要求表現の形式

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	〈命令〉 連用形, 命令形, オ+連用形 a型, テ形	〈聞き手利益命令・勧め〉 連用形, オ+連用形 b型
拘束力・弱	〈依頼〉 テ形	

非聞き手利益であり拘束力の強い〈命令〉の発話機能を担うのは連用形、命令形、オ+連用形 a 型、テ形になる。ただしオ+連用形 a 型は「教育者・指導者」対「被教育者・被指導者」の関係が成立し得る特定の場合に用いられるのが一般的である。命令形はオ+連用形 a 型より使用範囲は広いが、怒りや焦りなどの感情が伴う場合や意図的に自分の立場を優位に思わせたい場合などのニュートラルでない態度で使用されやすく、また基本的に男性が使用しやすい。連用形はオ+連用形 a 型や命令形のように限定的ではなく一般的に使用される。テ形については、命令形や連用形が使用しにくい場面や親疎関係において代替的に使用される。また連用形は、聞き手利益である〈聞き手利益命令〉や〈勧め〉の発話機能も持ち、この2つの発話機能はオ+連用形 b 型にもある。言い換えると〈聞き手利益命令〉と〈勧め〉には形式上の差異がないことが言える。非聞き手利益であり拘束力の弱い〈依頼〉にはテ形が用いられる。テ形は親疎関係、上下関係に関係なく広い範囲で使用が可能である。

愛媛県下において「オ+連用形」の形式が命令表現として使用されるのは松山市を含めた中予地域の特徴である。オ+連用形には平板で発音される a 型と文末に上昇イントネーションを伴う b 型が存在する。a 型は限定された場合に用いられる一方で、b 型は聞き手利益の表現として広く用いられる。音調の違いにより全く異なる機能を持つことが明確になった。

今後の課題としては次の5つが考えられる。

- ①終助詞…本稿では扱わなかった終助詞についても記述を行う必要がある。実際の発話では終助詞を伴う場合が少ないため、終助詞が伴った場合の発話機能の変化についても整理したい。
- ②性差・世代差…6.1 で述べたように〈命令〉においては男性が命令形、女性が連用形やオ+連用形を用いやすいという性差が存在する。今回は内省を基にしたため〈命令〉で軽く触れたのみになったが、今後女性の調査データを用いた記述が必要となってくる。加えて中年層、老年層を対象に調査を行い、世代差の有無についても記述したい。

- ③他方言との対照…本稿では、命令形や連用形、テ形は關西方言にも共通のものがあることを述べ、またオ+連用形は愛媛県下では中予地域の特徴であることを述べた。では、その他の方言ではどうか、例えば中四国の各方言ではどうかなど、対照的に研究することも求められる。
- ④その他の行為指示表現…命令表現に加えて禁止表現・勧誘表現についても記述を行いたい。特に、松山市方言に特徴的な禁止表現として「オ+連用形+ナ」の形式がある。これは命令表現の「オ+連用形」に終助詞「ナ」が付いた形式で形の上では同じだが、音調で命令表現と禁止表現が区別される。これらについても整理し記述を行い、松山市方言における行為指示表現の全体を明らかにしたい。

参 考 文 献

- 愛媛大学方言ゼミナール編（1981）『愛媛県方言地図集』愛媛大学方言ゼミナール
- 金水敏（2011）『役割語研究の展開』くろしお出版
- 久保博雅（2018）「愛媛県松山市方言」方言文法研究会編『全国方言文法辞典資料集(4)活用体系(3)』（2014-2018年度科学研究費補助金成果報告書）
- 酒井雅史（2012）「兵庫県神戸市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』第10号
- 高木千恵（2009a）「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック3』
- 高木千恵（2009b）「勧誘表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック3』
- 牧野由紀子（2008）「大阪方言における命令形の使用範囲：セエ・シ・シテをめぐって」『阪大社会言語学研究ノート』第8号
- 松山市誌編集委員会編（1962）『松山市誌』松山市